

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害 18 歳以上用）

氏名	明治 大正 昭和 年 月 日生 平成 () 歳	男・女
住所		
①障害名（部位を明記）	心臓機能障害	5 0 0
②原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他 ()	
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤総合所見		
<p style="text-align: right;">〔将来再認定 要（ 年 月）・不要〕</p> <p>※再認定は、将来障害程度の軽減が見込まれる場合のみ必ず記入してください。 冠動脈バイパス術等の予定があり障害の軽減が予測されるものは、原則として1年後に再認定を行います。</p>		
⑥その他参考となる合併症状		
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 印</p> <p style="text-align: center;">※診断書は、身体障害者福祉法第15条の指定医師により作成してください。</p>		
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する (級相当) ・該当しない 		
注意 障害区分や等級決定のため、三重県から改めて問合せする場合があります。		

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

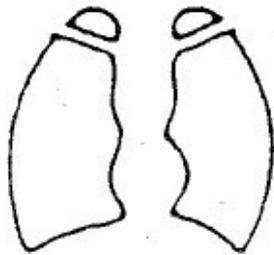
（該当するものを○でかこむこと）

1 臨床所見

- | | | | |
|---------|-------|--------------|-------|
| ア 動悸 | (有・無) | キ 浮腫 | (有・無) |
| イ 息切れ | (有・無) | ク 心拍数 | |
| ウ 呼吸困難 | (有・無) | ケ 脈拍数 | |
| エ 胸痛 | (有・無) | コ 血圧 (最大、最小) | |
| オ 血痰 | (有・無) | サ 心音 | |
| カ チアノーゼ | (有・無) | シ その他の臨床所見 | |

ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線所見（平成 年 月 日）



心 胸 比 %

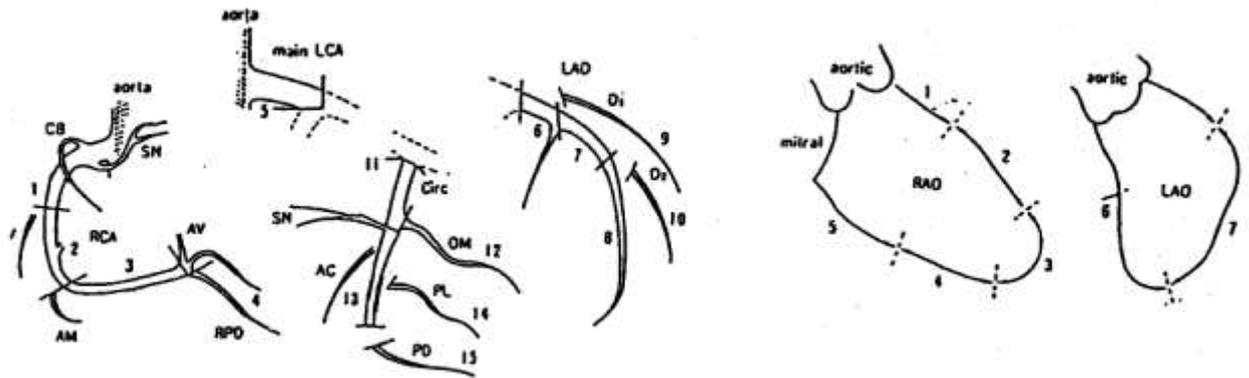
3 心電図所見（平成 年 月 日）

- | | |
|---|-----------------|
| ア 陳旧性心筋梗塞 | (有・無) |
| イ 心室負荷像 | (有〈右室、左室、両室〉・無) |
| ウ 心房負荷像 | (有〈右房、左房、両房〉・無) |
| エ 脚ブロック | (有・無) |
| オ 完全房室ブロック | (有・無) |
| カ 不完全房室ブロック | (有第 度・無) |
| キ 心房細動（粗動） | (有・無) |
| ク 期外収縮 | (有・無) |
| ケ S T の低下 | (有 mV・無) |
| コ 第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導（但し V ₁ を除く）のいずれかの T の逆転 | (有・無) |
| サ 運動負荷心電図における S T の 0.1mV 以上の低下 | (有・無) |
| シ その他の心電図所見 | |
| ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見（発生年月日記載） | |

4 冠動脈造影所見等

PTCAや冠動脈バイパス術等施行後には、冠動脈造影所見、冠血流の状態、駆出率等を記載すること。

ア 冠動脈造影所見 (平成 年 月 日)



イ 冠血流の状態

ウ 駆出率 %

5 心エコー検査所見 (平成 年 月 日)

6 活動能力の程度

心臓機能障害の場合、活動能力の程度が重要な意味を持つので、該当項目を慎重に選び、それを裏付ける客観的所見と照らし合わせること。

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。(非該当)

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返す、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。(4級相当)

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。(4級相当)

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返す必要としているもの。(3級相当)

オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰り返してアダムスストークス発作がおこるもの。(1級相当)

7 人工ペースメーカー、植込み型除細動器 [有 (年 月 日施行) ・ 無]
人工弁移植、弁置換 [有 (年 月 日施行) ・ 無]

8 ペースメーカーの適応度 (クラス I ・ クラス II ・ クラス III)

9 身体活動能力 (運動強度) (メッツ)

参考

程度等級表（解説）

級別	心臓機能障害（18歳以上）
1級	<p>ア 次のいずれか2以上の所見があり、かつ活動能力の程度が（オ）に該当するもの</p> <p>a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの</p> <p>b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの</p> <p>c 心電図で脚ブロック所見があるもの</p> <p>d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの</p> <p>g 心電図でS Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの</p> <p>h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの</p> <p>イ ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</p>
3級	<p>ア 上記のaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、活動能力の程度が（エ）に該当するもの</p> <p>イ ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>
4級	<p>ア 次のいずれかの所見があり、かつ活動能力の程度が（ウ）に該当するもの</p> <p>a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの</p> <p>b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの</p> <p>c 心電図でS Tの低下が0.2mV未満の所見があるもの</p> <p>d 運動負荷心電図でS Tの低下が0.1mV以上の所見があるもの</p> <p>イ 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、活動能力の程度が（イ）に該当するもの</p> <p>ウ ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>

- ・心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）とこれを裏付ける客観的所見とにより行うものである。